

明末の董氏の變

——所謂「奴變」の性格に關連して——

佐伯 有一

一 「奴變」に關する從來の研究の檢討

中國の勞働者階級が、急速に、その政治勢力として自らの役割を自覺しつつあった一九二五年、それにもかかわらず、帝國主義列強の侵入と、封建的軍閥の壓制とに曝された彼らの社會經濟的地位について「變相之奴」と喝破した梁啓超は、中國の奴隸制の特異な歴史的變遷を論じた。そして、明・清交替の動亂期から康熙年間にかけて江南全省に徧く頻發した「奴變」に注目して、「奴變なる一役あり。數千年の養奴の習わしは、仍りて一大結束を告げたり」と簡潔に述べた（『中國文化史』A社會組織篇第六章階級（下）飲氷室合集 專集之八十六 四五頁。「中國奴隸制度」清華學報二卷二期）。それは、「奴變」以來官紳の蓄奴の風が衰えたという顧炎武の觀察に基いている（『日知錄』卷「三奴僕」）。しかし、

梁啓超は「奴變」の實態をそれ以上具體的に調べる事が出來ずに終った。やがて、陳守寔・謝國禎（『明季奴變考』清華學報八卷一期）・吳晗（傳衣凌氏が觸れているが題「三」）・名・誌名とも不詳で未見）ら諸氏によつて多くの史實が提供され、さらに厦門大學の傅衣凌氏も新史實を追加し（『明季奴變史料拾補』協大書報一期、一九四九）、梁啓超のしのこした仕事を受繼がれ發展した。わが國においては、梁・謝兩氏の仕事によつて、加藤繁（『支那の社會—岩波講義—座東洋史潮 52—53頁）・中山八郎（『晚明の變—歴史教育—』一〇ノ）・仁井田陞（『支那身分法史』第八章第二節、一九三六）・八九二—三頁、一九四二）兩氏が早くこれに注目した。こうした遺産に基いて、今日では日・中兩國史學界とも、「奴變」は、「抗租」運動とともに明末清初における顯著な社會現象として通念せらるるに至つたといつてよいであらう。

しかし、一面において、これらの貴重な遺産は、いずれ

も「奴變」と稱する特殊個別的現象そのものの史實を次第に詳細にして、この現象の量的比重を重く認めるよう主張して來たにすぎなかったともいねばならぬ。つまり、これらの研究においては、中國史における特定の生産關係の發展の過程で必然的に現象せざるを得ない、という意味での特殊個別現象としては分析論證されてはいない。したがって仁井田氏が「從來、奴變を單純に『奴隸暴動』と見る向き」があつたことに疑惑を持ったのも故なしとしないばかりか、それは極めて妥當な批判の緒口を見出したといねばならない（仁井田「中國社會の『封建』とフェューダリズム」、第二節「農奴制の問題」法律學體系第二部、法理學7「中國の法思想史」日本評論社、一九五一年刊所收、五八頁）。ところで、こうした問題視角から考察しようとする際、さし當って具體的な分析の手がかりとなるのは、「抗租」——當時の基本階層の重要な構成員としての佃戸層の反封建地代闘争——と、「奴變」——いわば家父長制的奴隸層たる「奴僕」層の不自由身分からの解放闘争——とを關連させて考えてみることである。こうした思考をもっとも早く示したと思われるのは、私見の限りでは傅衣凌氏であろうと思われる。氏は少くとも一九四〇年代において、「長期の中國封建社會にあつては、地主經濟の

存在、商業資本の畸形的發展、さらには遊牧民族の不斷の侵入に及ぶ多くの素因に由つて、東方型の家内奴隸的殘存物が、中國人の經濟生活に長く滲透し維持せしめられ、その爲、われわれは、家庭における勞役以外に農工商業への廣汎な參加から、甚しきは政治に至る諸方面の勞働に奴隸使用を見る。これあるが故に、歷代の變亂の際に當つて、とりわけ宋・元・明諸王朝においては、奴隸もまた、解放を求める佃農と同様に、社會運動中の重要な役割を演ずるのである。」と述べている¹⁾。ところが、最近の中國における資本主義萌芽論争の諸論においては、この「奴變」に觸れるところ少く、觸れたとしても、奴變の資料の一部が、資本主義の萌芽を阻止する後れた要因としてのみ使われている傾向が強いと思われる。これは、この論争が、萌芽と阻止要因とを切り離して併立させた形で續けられる限り、當然のことであろう。傅衣凌氏の指摘が具體化されるためには、いうところの阻止要因を單なる阻止要因としてのみとりあげるのではなく、具體的に規定された一定の段階の中國封建社會の構造として分析され、その中から、その解體を通じて、いかなる論理をもつて、資本主義への萌芽を

導き出し得るのか、あるいは得ないのか?といった問題のたて方がとられなければならない。ところで、わが國に於ては、一九五〇年代に入つて仁井田氏が、唐末五代以降農奴制説を立てた上で、明・清時代に、農奴制の一定の發展もしくは展開の劃期を求め、佃戸層＝農奴の地位の向上を認めたのであるが、その顯著な例證として「抗租」運動を取上げた後、「佃戸が奴隸雇工と結んで抵抗暴動を起し、汝南はじめ江南一帯に擴大されたものが『奴變』なのであり、この場合、「佃戸は自己と利害を共通にする雇工や奴隸と共同戦線をはつて地主に對抗する關係をもつたものである」とされた(仁井田前掲「法律學體」系「所收論文五九頁」)。別に北村敬直氏は、明中期以後とくに進行する鄉村地主の不在地主化(城居)が「抗租」運動激發の一條件をなしたことを指摘した(北村「明末・清初における地主」について「歴史學研究」一四〇號)が、さらに藤井宏氏は、より詳細に明末・清初の「流通經濟の發達と共に……(客商々商業資本は)成立した不在地主制の間に楔の如く割り入つて、佃戸層を廣汎に把握し、地主の全人格的な佃戸支配を不可能ならしめ……程度の差こそあれ在郷地主の統制下に

ある佃戸層にも向けられ……佃戸の商業的作物の栽培と副業としての家内手工業を各地に勃興させ、それを直接間接に國內の諸市場に結びつけて……彼等に社會的經濟的連帶の自覺を生ぜしめ、以て地主支配の根底を動搖せしめる『抗租』の風潮を生育せしめるに與つて力あつた」と抗租運動の位置づけを行い、これを高く評價した(藤井「新安(四完)東洋學報三六卷」四號。五五一—二頁)。そして氏は、「奴變」を「抗租」風潮に支えられたものとする仁井田氏の理解を支持している(藤井「明代塩場の研究」下。北海(道大學文學部紀要3、一二六頁)。これらの研究は、傅衣凌氏の提言と遇然軌を一にし、むしろさらに一層具體的な考察を意圖した努力がみられる。そして「奴變」が、より基本的な生産關係に定置された直接生産者農民としての佃戸層の斗争の一環であること、いい變えれば佃戸層の斗争こそが奴變をもびき起したことを論證する根據として、「奴變」において、佃戸層の参加がみられる事實が強調されたのである。しかしながら、今日、「奴變」において、佃戸層が奴僕たちの指導勢力たり得た事實は積極的には見出されてはいない。したがって、この論證は、佃戸がただ單に參加しているにすぎない事實と、佃戸層が當時の反封建斗争の主たる基本階層であり、またこのことを證據だてるもの

としての「抗租」運動が實踐されているといういわば一個の理論的事實とが機械的に抱合されて構成されているにすぎないものと見るべきであろう。すなわち「奴僕」と「佃戸」とを全く異質の性格をもつ個別具體的な存在形態としてのものと見え、さらに個別具體的な社會的存在としての「佃戸」層にのみ當時の反封建勢力としての基本階層を單純に求め、漠然として一般的な被支配層という點に兩者の共同の立場が求められているのにすぎない。したがって、この場合、「奴僕」の叛亂は、窮極的において、個別具體的な社會層としての「佃戸」層、したがって「奴僕」にとつては全く外在的な條件に起動せられたにすぎないという結論とならざるを得ない。こうして傅衣凌氏が提言した如く、「奴變」と稱せられる限りに於てそれ自身特殊歴史的な條件をなす家父長制的家内奴隸たる「奴僕」が、いかなる必然的具體的な主體的條件を自らのなかに育んだ結果として、解放への道を暴力的に歩ましめられたか？は論證され得ないものというべきである。このような缺陷を克服する道をより深く求めようとする姿勢は、時期的にはこれまでの研究と併行して發表された古島和雄氏の問題提起に一應は

みることができるといえよう。それは、「明末清初に江南の著しい現象としてあらわれた奴變」は、「巨大な地主層の下に於ては、實質に於ては佃戸的存在であつた奴婢の身分にある家僕層が耕作權を取得して獨立化してゆく道が、むしろ一般的形態である」という「觀點より理解すべきである」というものである（古島「明末長江デルタ地帯に於ける地主經營」歴史學研究一四八號）。しかし氏は奴僕をそれ以上具體的に追求していない。氏はこの論文全體を通じて、地主の個別經營を具體的に追つて、その勞働力の性格の變質を経過的に指摘するにとどまっているので、そこに述べられる形態轉化のシェーマを一般的法則的な構造變化として捉えてよいものかどうかためらわれるのではあるが、しかし、この言葉そのものは、とにかく示唆的であり、「奴僕」自體を、當時における單なる遺制的擔手としてではなく現實に歴史を創るものとして積極的にとらえようとする意圖はみられるものとされよう。

ところで本稿は、この「奴變」の本質を明かにしようとする展望をもつものではある。しかし、今假りに、上述諸氏のように「抗租」運動が基本階層たる佃戸の反封建地代斗争であり、これとならんで現象する「奴變」が傅氏のい

齋餘談^一。
△吳江諺語▽。

祝の前に立塞った董氏とはどのような家なのか？その始祖は、宋の政和年間に、江蘇の海州(今の朐山縣)から南遷し、湖州府烏程縣梅林里という小村に移り住んだ董貞元だといわれる。その後四世は不詳であるが、五代目の董正四は元代の縣學生となっており、博學で詩歌を能くしたその子の仁壽とともに、朱元璋の政權に参加するよう招請されたが遂に出仕を拒み通した。仁壽は住居を潯溪に移し、董氏代々の基地となった。その子の庠も出仕せず、府城に出掛けることも極めて稀で、耕し且つ讀書を樂しむといった風であつたらしい(咸豐南潯鎮志卷一二人物一)。彼が始めて湖州府城に足を踏入れた時など、橋門をみて、誰の邸宅かと人に聞いたと傳えられる位である(李樂「見聞雜記」卷八の六、以下單に雜記と稱す)。その子の環は漸く官場出仕を試み、正徳年間に歳貢となつた。しかし弟が徭役負擔について不當な非難を受けたのを見かね、敢然自ら役に當ること久しきに及んだ。この爲それ以上の出世を斷念したという(仁壽傳)。この殿しい生活の故か、讀書人仲間との交際に當つても、接待は極度に切りつめられ、餘程の客でも饅頭一つ出さなかつた(雜記卷八の六)。

こうして環の代までは商業もやらなかつたらしく、典型的な鄉村の自作地主で、一應の讀書人としてささやかな權威を鄉村に持つていたようである。

しかし、環の子の份の代に至つて董氏の地位は急激に變化した。份は嘉靖二十年(一五四一)進士、吏部觀政となり庶吉士に選ばれ、翰林院で會典の編纂に當つたりしたが、やがて翰林學士、官中に乗馬出入り御免となつた。その後禮部右侍郎、吏部左侍郎、そして嘉靖22、23、35、37、38各年の會試同考官あるいは總裁、更に工部尙書から禮部尙書兼翰林學士にまで陞つた。ところが、嘉靖四十四年六月、郊社廟の祭典に關して上疏したところ、給事中歐陽一らの不敬罪なりとする彈劾に遭つて、官籍を剝奪され(鎮志卷一二人物一、物一董份傳)。爾來、湖州府南潯の大官紳として生涯を終えた。董氏は份の官場での花々しい生活の中に急速に富を得たようであつて、既に江浙地方で屈指の勢家を誇つていた。份は、郷紳生活に入ると、南潯の同聲社(正徳中設立)、逸老續社の兩方に參加し、地方郷紳團體の中での活躍の地盤を得ていた(張丹山「潯錄」鎮志)。また義田・義宅・義塾・義倉を設置して(卷三三志餘一所引)。また義田・義宅・義塾・義倉を設置して鄉村での社會的矛盾を弛める手を打つて、大族たるの組織

を造り上げていた(鎮志董 份傳)。份の人柄については詳しくは

わからないが、張居正に却けられて下野し、份の子道諱、

孫の嗣成以下六人に對する家庭教師として長く董氏の館に

寄寓、一貫して份に好意を寄せた嘉興府桐鄉縣の人李樂は

次のように傳えている。「人は但だ其(份)の過ちを知るの

みにて、其の却て人に過ぐる處有るを知らず。子を教え、孫

に課するに甚だ嚴整。前輩の人を得るの體は、段にして親

しきに至るを待つ。故友は其れ厚く用いざる無し。惜しむ

べし、好勝(勝氣なこと)の病を免れざることを(雜記卷六)の一〇三。

と。しかしこの彼の強い性格は何に向つて開花するのであ

るか? 朱國禎は、南潯の御書閣という法華寺に保存されて

いた徽宗の「鷹圖」一幅・趙松雪「滾馬圖」一卷が、嘉靖年間

に紛失し去つた事實を傳え、やがてそれが董氏の質庫に納

められてしまったことが判り、僧が份に掛け合いに行つた

際、份は「厚く贈つて之(僧)を留む。然れども甚しくは好

む所にあらず。蒼頭の持ち去つて何處に歸せしやを知らず

と爲す」態度を示したと記している。さらに孫の嗣成が問

いつめても、「應ぜず。細さに訪ね求むるも絶えて踪跡無し」

という(朱「湧幢小品」卷二二「鷹馬」)。この朱國禎の文脈には、份に對

する疑惑がほの見えている。もし份が無實であつたとして

も、朱國禎が、份を、こうした事柄について完全に信用出

来る人物だとは確信し切れない氣持をどこかに持つている

ことだけは確かだといわなくてはならない。しかも後述す

るような、嗣成と全く對蹠的な份の變に對する對處の仕方

や態度からしても、份が、下野の後にあつても、世俗的な

意慾を絶つて、文人としての徳義に徹し、詩文技藝三昧を

好しとするタイプでないことは確かである。勿論彼とても

試験官になつた位であるから、官紳にふさわしい經學・詩

文の才を相應以上に持つていたことは事實である。しかし、

その教養知識はより多く實生活の爲のものであつた。實生

活的とはいつても、それは次のような方面についてである。

份が子孫に課すること嚴整であつたのは官僚豫備教育を叩

き込む意圖により多く基いていたといえる。それは道諱が

舉試に失敗した時、その部屋を訪れて我が事のように涙を

流す氣の入れ様だった(趙吉士「寄園寄所笑談」)ことにもうかがわれる。

しかしやがて、份の意圖は次々に實現した。息子の道諱は

萬曆十一年(一五八三)進士、南京工科給事中となり、長

孫の嗣成は父に先んじて萬曆八年(一五八〇)二十一歳の若

年で進士二甲第一位、禮部儀制司主事となる。更に第三孫の嗣照もやはり二十一歳で萬曆二十三年進士、禮部觀政といった風で、王世貞が「盛事」として特記し（「弇山堂別集」卷二、皇明盛事述二）、蘇州の陸樹聲一門とその榮譽の華やかさを江右に競つた程の首尾だったからである。また、南潯を中心とする湖州地方の青年子弟に文を薰陶する集りをつくり、もと試験官の權威と能力を以て、中央官場を目指す彼らに息をかけていた。更に嘉興府秀水縣の名族吳鵬（工部尙書）の女を自らの妻とし（「弇山堂別集」卷二、皇明盛事述二）、湖州府歸安縣に名望と富を鳴らした茅一門の坤（鹿門。兵法家として鳴る）の女を道諱の妻に（孫一奎「赤水元珠醫案」卷一、三吳治驗第一卷、「大宗伯董潯陽翁脾胃疾董龍山夫人便血」）、やはり歸安の沈氏一門の傲舛（萬曆進士。陞工部尙書）の女を嗣成の妻に迎えて（沈炳巽「權齋老」八筆記「卷三」）、婚姻關係も先ず「面當戸」であつた。こうして、官場内への勢力扶植と、これを背景とする地方官紳としての最高の權威とを併せ、その家門の發展は份一代に於て目覺しいものがあつた。

ところで、この現役官僚から郷紳への經過の間に、その物質的富も飛躍的に増大した。董氏の經濟的基盤は、何といつても第一に、その大土地所有及び多數の家屋などの不

動産の集積である。その土地所有の規模を數字で示すことは全く不可能である。ただ、湖州府下の所有地家屋以外に前述のように吳江縣に數萬畝のほか、嘉興府秀水縣、湖州府歸安縣にも所領がある。したがつてこれは、董氏の土地所有が極めて廣い地域に散在していること、しかも、ほぼ前述の姻戚關係のある地域にばらまかれていと考えられよう。史料の示す限りでは、その他に、質庫を自ら經營し、小作料として集積された米穀の投機販賣をしており、他人の典當業や商業に（恐らくは合股の形で）投資し、あるいは高利貸付を行い、家屋の賃貸も多い（劉元霖「撫浙奏疏」卷四、勘問「董尙書事情疏」但し、具體的史料は後掲參照）。

しかし董氏には、ここで注意しなければならない一つの重要な性格がある。それは何らか家族が直接に生産的な經營をやっている史料を見出すことが出来ないことである。道諱の妻の實家茅一門においては、董氏と同様、次子の坤が始めて進士として科名をとつてから、名族の仲間入りをしたにもかかわらず、坤はその兵法家としての才能を稱せられたにすぎず、比較的官歴にめぐまれなかつた。しかしその半面、長子乾は商業を擴げ、末子良は、桑栽培と養蠶の

經營に特別の能力を示し、自ら「農桑譜」六卷を著す位で、廣大な土地に多くの僮僕を驅使して經營地主に徹底した。⁶⁾また坤自身も、田宅廣く、九十歳になつてもなお、雙林鎮から歸安の花林の所有地まで、自ら田租の徴収に出掛け、鎮では商店を大規模に經營していた。⁷⁾それ故、茅一門にとつて、坤の科名は有利であつたに違いないが、物質的富はむしろ小作料のほかこうした生産を自ら推し進めることによつてかち得ていたといえよう。これに對して、董氏は份自人大官僚であつたし、その家もすべて官場に深く足を踏入れ、あるいは、いかにも讀書人生活に浸つていて、生産的な經營に携わることは事實上不可能だつたと考えられよう。したがつて、その富の源泉は、官僚稼業による經濟外的行爲を通じて得た貨幣その他の物件や、小作料・高利貸であつて、いわばもつとも官僚寄生的高利貸の地主であつた。家族がこのように寄生的生活にならざるを得ない場合、この巨大な富の集積・回轉の日常事務を遂行するものは、當時、當地方に於て最も多數を誇り、或は多過ぎるとされた「家人」「過繼子」の如き、家族血縁的擬制の下に抱込まれた「奴僕」(家父長制的家内奴隸)に他ならなかつた。當時の農

業・商工業においては、たとえ傭工を傭つたとしても、個別集約的小規模農業に基礎を置く限り、家族による直接經營の規模には限界がある。しかも、このような生産力的條件の下で、蠶絲絹織業商品生産が、當時最も繁榮した大湖南岸地方農村においては、貨幣經濟進展の下、土地は細分化された形で賣買され、したがつて、土地所有は、集中的にはなく分散化される傾向が強い(董氏についても前述のようにそれが現れている)。とすれば、ますます、家族の直接的な監督經營下に置かれることは困難で、それは土地所有の規模が大なる程著しい譯である。かくて採用される方法は、茅氏におけるが如く、先ず家族員が分散して據點をつくり、奴僕を監督驅使することである。しかし董氏のように、家族を分散して經營の據點を造ることが様々の理由で出来ない場合には、「家人」「過繼子」の如き擬制的家族員を本來的な家族が果すべき分散據點においてその支配を貫徹しなければならぬわけである。事態が正にその通りであることは後論中自ら明かとならう。何れにせよ、份は讀書人というよりは、正しく謝肇淛もいうように、「計然の筭を以て、家を起し素封を江以南に擅にす」べ

くもつともよくその才能と剛氣を傾けたのだといわねばならぬ（『伯念詩集』謝序）。
（『鎮志』卷32所引）

三 董氏の變の發端

祝似華が特に意を用いていた董氏の吳江縣における所領をめぐる系争は、萬曆二十一年（一五九三）七月、その周邊士民の集團的な抗議運動となつて爆發した。しかもそれは、更に廣汎かつ深刻に展開する所謂「董氏之變」の前觸れにすぎなかった。所謂「董氏之變」の經過についての關係史料は、私見の限りでは次の六種である。その第一は、變の處理結着をつけた浙江巡撫劉元霖（萬曆二十二年着任、直隸任丘縣人）が、萬曆二十四年（一五九六）八月に行った經過報告および處分案についての極めて詳細な上奏文二件「勘問董尚書事情疏」・「勘問范祭酒事情疏」（劉の疏文を集成した「撫浙奏疏」卷四・五各々所収）。第二は、董氏の館に寄寓中この變に遭い、份のために陰ながら援助した李樂の「見聞雜記」^五、五十所収の記事。第三は、董嗣成の妻の父沈儼劼の子孫たる沈炳巽が、乾隆年間に故老からききとり、あるいは變當時の浙江巡撫王汝訓や、巡按監察御史彭

應參などの疏を参照し、さらに儼劼がその女婿たる嗣成のために董一門の立場を辯明して巡撫・按察使に宛てた書簡を挿入してまとめた「權齋老人筆記」^{（三）}所収の記事。第四は、「萬曆野獲編」の著者として夙に有名な嘉興府秀水縣人沈德符の「敝帚齋餘談」△董伯念（嗣成）▽（金中淳編「硯雲」乙編、乾隆四三年刊所収）。第五は、文秉^{（長洲縣人）}「定陵註略」^{卷七}所収記事。第六は、沈瓚「近事叢殘」所収記事である。この五種の記事は各々相補う部分があるが、一般的にいつて前三種が最も基本的史料であり、しかも官紳大士地所有に批判的な王汝訓・彭應參、およびやや日和見的な表現に墮してはいるが、「家人」△奴僕の横暴を強調する劉元霖らの事件擔當官僚の立場、份を支持する李樂の立場、在野で批判的な沈炳巽の立場などそれぞれ異つた立場での觀察を示すものである。後三者の中、沈德符のものは同時代の近縣人として沈瓚のものよりもやや時間的空間的距離が近く獨自の見方を持っている。しかし沈瓚のものにも他にみられぬ事實を傳えている部分がある。文秉のものは、他書に見られぬ王・彭處分關係上奏文がある。以下これらの史料に基いて敘述するが、註記は順に「董疏」「范疏」

「雜記」「筆記」「餘談」「註略」「叢殘」と略稱する。

さて、吳江縣人の集團抗議の内容については、「不敷産價」という以外に史料は何も語ってくれない(范疏・叢殘)。しかし、この變に關連して官僚が調査したところによれば、董氏と湖州の民衆との間の紛争の種となっている事實は、嘉靖三十三年(一五五四)以來、數十件にのぼり、しかもその中には董氏およびその「家人」奴僕と民衆との間の不動産賣買、あるいは負債の擔保物權取引において、董氏側が不當に低い價格を強制している類のものが多くみられる(董疏)。したがって、「不敷産價」という吳江縣人の主張もこうした事柄に基いたものであったと推測して大過あるまい。

祝似華は、これまでも屢々董氏の「蒼頭」が吳江縣人に對して横暴を働いた際、容赦なく牢にぶち込んでいた(康熙吳江縣志卷九、官績)。そしてこの度も強い態度で事の處理に當ろうとし、當時新任の烏程縣知縣張應望に通告した。張應望もまた早速董氏關係の紛争を調査し、個別に處分すべく仕事を始めた。

このような事態に對して董氏側は、どのように對處しようとしたか？當時、道諱は既に二年前に病歿していた。そ

して、長孫の嗣成は、前年に、神宗朝を一貫して紛糾した皇太子選立問題に關連して神宗の處置に抗疏し「妄言之罪」を以て官籍を剝奪され歸宅してしまっていた(鎮志卷一二人物一董嗣成傳)。嗣成は若年で中央官場に入り「我れ三世も天祿を食む。奈何七尺を愛して明主の爲に一つの忠言せざらんや」と直情徑行の意氣を持っていた(同上書條)。そればかりではない。歸省した嗣成を取巻く青年諸生の間には、董氏に批判的な空氣が相當に深刻であつた。たとえば、份の薰陶を受けし方も份を驚倒せしむる才能を示した(金以銘「鞠逸吟廬雜鈔」鎮志卷三四補遺所收)彼の朱國楨は、一日嗣成と遊び、走馬燈について分詠することになつた際、結局して「炎炎たり。誰か駕に税せんか。蠟は盡く是れ程に歸せん」と(湖鐘小品、卷二二「走馬燈詩」私見によれば「税」は「水」との音通、「程」は烏程のこと。この時嗣成は「紙を捏つて簞然(おそれつゝしむ)たり」という(同上書條)。したがって嗣成は、青年客氣の正義感も出傳つて董氏一門に對するかなりの自己反省を自ら求めねばならなかったに違いない。吳江の事件が起るや、份に向つて、吳江所領の管理に當つていた董(章)椿らの「家人」の行動を嚴しく戒め、田土の紛争に一々黑白をつけるよう熱心に勧めた

〔萬曆二十四年三月初七日申蒙張
參政・湯副使會同參審得「重疏」〕

そして嗣成が份に示した

處理策は「大人(份)の設くる所の義倉の意は恵むに在り。

此れ一方のみ。蓋し亦盛事を推廣して、諸所の置田・園廬

・廬舎は、其の什の三を割きて以て民に豫えよ。否れば則

ち其の値を量りて之を豫えよ」〔湖錄「鎮志卷」
(12人物所引)〕というもので

あつた。

こうした嗣成の考え方に對する份の態度について「其の
説を善みす」と傳える史料もある〔前掲
湖錄〕。しかし恐らくは

そうでなかったらしい。元來、份は平常から嗣成の言行に

不滿を抱いていた節がある。嗣成は、「詩字に工みで、往

往手ずから書した扇軸及び詩稿を以て人に贈る」のであつ

たが、份はこれについて、「我が家の勢を以てして、日こ

とに銀幣を以て歡を爲すと雖も、猶未だ人望を塞^{みた}さざるを

恐るゝがごとし。奈何ぞ清客の行徑(行爲)を效す乎。將來、

吾が家を破る者は必ず此の子なり」〔「門聞錄」(鎮
志卷34所引)〕との感慨

を洩したという。しかも份のこの變に對する態度について

は李樂が、「不佞(李)に對しても亦、自ら奴僕多きに過ぐる

を認め、奴僕既に多ければ、則ち争い趨きて利を覓むる者

少からず。田産廣大なれば、焉ぞ能く價値の平かなるを盡

さん。只々宜しく出示して愚民の之を郡邑に告ぐるを聽し、
其の剖斷に任すべきなり」〔(雜)と傳えている。いうまでも

なく、この考え方は、専ら董氏の私的責任において處理せ

んとする嗣成と喰違っている。そこでは、大土地所有の管

理を私的に萬全ならしめることの困難さを告白し、管理事

務處理の一定部分を官憲に委ねようとする考え方が示され

ており、民衆の一定以上に盛上った抵抗に對抗しようとする

際、私的に解決し得る能力を持ち得ない當時の官紳土地

所有の特質を期せずして吐露する結果となつてゐる。しか

もこの方法は、この變の私的責任を、官憲の處理の仕方の

善惡如何といった場にすり變え回避することにもなつてい

る。ところで份は、このように專制的封建王朝の政治的理

念からすれば、如何にももつともらしい態度で一貫してい

た譯ではない。份は份らしい私的な處理策を極めて陰險に

めぐらしていた。それは、「重寶を愛します、以て黔首に

與う。一二の耽耽として視う者に憐れり、得て甘心する

を欲すること數なり」〔謝肇淛「伯念詩集」(序鎮志卷33所引)〕といった工合であ

つた。したがって、嗣成の申出に對する份の態度は、恐ら

く李樂が「孫祠部郎君は世故に諳らかならず」〔(雜)と評し

たのと同様のもので、結局、「餘談」の筆者沈德符が、「宗伯(份)は然りと謂わす」と記しているのが、むしろ、より真相に近かったであらうと考えられる。

さて、嗣成は份の贅意を得られなかったにもかかわらず「奮然として之を行い、故券を擧げて以て小民に示す。或は半價に止め、或は回贖を許す。各條緒有り」(談餘)といった行動に出たのであった。祝似華は、嗣成を援助する積りであったのか、それとも嗣成の求めに應じたのか、とにかく訴狀を嗣成に送り届けている(叢殘)。この嗣成の行動についての世評は好意的なものが多く、殘された記事自體についてもそうである。そして份は、李樂が「尙書董公は頗る大過なし」(記雜)と頻りに辯護しなければならなかった程、一般に冷い眼でみられている。しかし、嗣成の行動は「氣節」に富むものとしてそれ自身主觀的には賞せらるべきものであったとしても、客觀的現實においては、嗣成の思いを超えてはるかに、民衆の不満は根深く激烈でかつ廣汎だったのである。そして、その廣大深刻な不満を一時に爆發させる導火線點火の役割が嗣成によって演ぜられる結果となり終った。份が平常嗣成を「微しめ」(前掲謝)ていた理由

がまた起ったというわけである。かといって、份の處理方式の方がより現實に效果を持ったとは、その後の歴史も決して證明しておらず、根本的にはむしろ逆であつたのであるが。

こうして、吳江縣人の擧げた烽火は、嗣成の言動一度出するに及んで、一時に湖州民の激烈な集團的な抗議運動を誘發した。すはわち、「愚民謂えらく、其の堂に登る者は、即ち金を袖にして還るべしと」(記雜)、或は「諸産は俱な白佔(ごまかし)に屬す。盡く徒手にて之を得ん」(談餘)などと、民衆は思い思いに「旬日ならずして、擁して大門(董氏の)に至る者百千餘人。主人の門を閉して納れざれば、愚民は羣聚して罵詈して吶喊して之に隨う」(記雜)という狀況に立至った。そこで嗣成は「其後、終に門客の言を以て、大約畝十分の中、原主に二分を返還すと」(記雜)宣言したので、漸く「喧嚷稍息む」(記雜)こととなった。しかし、訴えるものは「日ごとに千百人」(談餘)という有様で、その上無根の事實を詐稱してボロ儲けをしようとするものが續々跳梁するようになっては、流石に嗣成の手に餘った。そして「餘談」は「伯念(嗣成)も中に悔む無き能わす」と傳えている。

號	原告	被告	内容	時	處分
1	張秀奎	董復	將田三・九畝得價一四兩賣與。	嘉靖40	詐訟
2	朱夢燕	尤應祥	將田五・七四畝蕩六畝賣與陶鑄。後鑄弟甄轉賣。	" 41	"
3	張高陸	董鳳池(李鸞)	田一三畝賣與得價四三兩。	"	"
4	鐘應奎	董(章)椿	將房・樓・基地四二畝賣與椿・董(李)僕・董(陸)岳・陸宣。扣除債利銀百兩。虧價二一〇兩。	" 43	椿與一三〇兩與陸等貼二一〇兩
5	王雲	紀瀚	父王昇將田三〇畝賣與得價五七・七兩。	隆慶4	詐訟
6	張君錫	董(潘)祠	房屋一所連基地議價銀四四兩。索除債利銀一四兩。	" 6	主人董世維一四兩出銀
7	伊圻屏	董(章)椿	將在城廳房基地六畝議價七九〇兩賣與董份。椿止付六六〇兩。	萬曆6	椿出銀一三〇兩
8	沈福	董世翊	田地二・二畝被王本清盜賣凌端之。轉賣翊祖董祚。	萬曆6	出銀八・五兩作買田價
9	金用礪	董和之奴	金家算帳肆抵觸。松懼罪。將不明田地投獻內外勢要之家者。	" 8	退田・房值銀百兩問發
10	丁綸	董(李)僕	事例田一五〇畝・樓房一所投獻董和。	" 8	邊衛永遠充軍值銀
11	丁綸	董(李)僕	田一四〇畝值價四五〇兩賣與扣除債利百兩。	萬曆10	退田
		董(李)僕	田一四〇畝值價二四〇兩賣與扣除五〇兩。	萬曆10	退田

恰も十二月には、巡撫王汝訓の代理で巡按監察御史彭應參が湖州に巡視にやってくると、湖州民は「諸の董を仇とする者、先を争つて牒を投じて途巷を壅塞す」(談)といった状態に直面した。王汝訓の言によれば「不得不處」(註)程のものであった。そこで彭は早速收拾に乘出し、まず推官の謝肇淛に審査を依頼したが、彼は懼れてやろうとしなかつ

た。そこで烏程知縣張應望に調査させることとなった(略註)。謝が何を恐れたかは史料によつて語らしめ得ないが、このペダンティストが保身の爲にしたことは明かである。ともあれ、早速に、彭・張らの努力で、湖州民の訴狀を審査した結果、最初の大規模な處分が行われた。それは第一表の

第一表(董疏より作製)

* 括弧内は奴僕の原姓名。「内容」項の文章は原告が主語被告が取引相手となる。

*ゴチックの姓は份の奴。鳴謙・世維・世翊は監生で父祖が董奴たりし者。

29	謝龍	董(章)椿	將房基地田賣與得價四七八兩。又將房一所賣與得價七五〇兩。共虧一二九兩。	"	2019	出銀一二九兩
28	邢洪道	董(潘)稠	借本五〇兩。次年本利六五兩。分外強索銀二〇兩。	萬曆17		退還二〇兩
27	陸鯉相	董(鳴謙・其奴董(王)九齡	地一畝。因近界將一五兩強買。不願向要回贖。	"		出銀十兩回贖
26	"	董(蔡金)松	將三五畝房一所抵借本六〇兩。次年利一四・五兩。別加銀一〇・五兩無還。將田稻樵去值銀三〇餘兩。	"		回贖
25	丁夢鯉	董諒	將田三〇・五畝賣與。短少價銀二五兩。止付五〇兩。	16		出銀二五兩
24	徐嗣麟	董(蔡金)松	義男徐壽同妻周氏投靠。收受役使。	"		詐訟
23	黃袍	董(徐)鳴謙	將房・基地一所六分賣與得價九〇兩。與王九齡舊欠索銀一〇兩。	"		出銀一〇兩
22	陸經中	董(楊)陞	將房六〇間基地一六・四畝得價四九三兩。引領楊陞賣與董份。後照原價轉賣潘卿宜。	15		出銀八十兩
21	朱國光	董(章)椿	父朱淳將房一所基地田五四畝賣與得價二五〇兩。虧八〇兩。	"		退田地一畝
20	計弼相	"	地三〇畝賣與該價一一五兩。除原債子母錢一一兩止付九七兩強買。	14		出一五兩
19	"	董(凌)世維	將房屋二所賣與。得價一九六兩虧二五兩。	"		出虧二五兩
18	談標	董(徐)鳴謙	將房屋一所賣與。得價七〇兩虧一〇兩。	萬曆13		出一〇兩
17	吳棟	董(潘)稠	取稠將田九・七畝退與。	"		退田一六・三畝
16	張君錫	董(徐)鳴謙	將田九〇畝蕩一一五畝賣與。該價三六〇兩。止付二〇兩。向	"		四兩返還
15	沈宗	董(鑑)(世翊奴)	銀一三〇兩。將田三五畝議價一五〇兩賣與。扣除前銀止找	13		董世翊出銀一八・五兩
14	吳明	董(徐)鳴謙	欠二〇兩無還。將田三五畝議價一五〇兩賣與。扣除前銀止找	1312		出三〇兩
13	朱榛樓	董(蔡金)松	將田二七畝房三間得價一二七兩。虧銀四三兩。	"		出銀四三兩
12	沈文明	董(徐)科	將田九畝交百兩。房屋一所出賣。因近界逼成交易付八七兩。共虧三〇兩。	"		贖地。出銀一一〇兩回

しかし、訴狀はこれにとどまらず、益々増してゆくばかりであったが、彭・張らは精力的に動き、十二月二十五日、翌二十二年正月初一日、十五日、二十日と、訴狀の審査の結論が出されていった。それは、極めて董氏に厳しい處置であり、四ないし五割がた家産を失う結果となったと傳える史料もある^(殘叢)。勿論、「家人」は、それぞれ處分を受け獄に投げこまれたり、扣禁されたりした。

四 范氏への波及と董氏の畫策

董氏に對する抗議運動が吳江縣民から湖州民に擴がるの

と殆ど同時に、南潯鎮の稍々南にある歸安縣所屬の箬山なる鄉村に本據を構えていた范氏もまた湖州民の襲撃を受けた。ここで范氏を採り上げるのは、單に范氏が董氏と同時に同地域で變に遭っていること、あるいは范氏が董と姻戚關係にあり^(記筆)、變の當時にもお互に密接な連絡を保って對策を練っていたからにとどまらない。むしろ最大の理由は、范氏の方が變による打撃をより尖鋭深刻に受けただけに、官紳一門の權力の崩壊がより具體的な形で史料に残っているからに他ならない。何故そうなったか？その直接的な理由として史料の語るところは、とりわけ、范

第二表 *「范疏」より抽出作製

號	取引相手	差遣奴僕	事	實	認	定	時
1	徐藩瀚故 父徐元德	范(沈)權	將當房一所時價銀四百兩、又當房一所時價銀三百兩、又田三十五畝時價銀一百兩契賣范權主范汝訥爲業。范權不合不行稟主、共虧價一八〇兩。	萬曆 8			
2	傅善父 傅科	陳份	因與汝訥債利相關、將房屋一所、立契賣與汝訥、虛擡債利共填價銀一四〇兩。後陳份不合誘主將房轉賣潘鄉官、得價一五五兩。	萬曆 14			
3	謝奎	陳份 范(沈)權	借汝訥銀五兩、結筭本利九兩無還。陳份范權各不合引殘疾老人到於謝奎家坐取、無措將田四畝寫抵、陳份又不合欺不完糧、果謝奎陪納兩年。	萬曆 15			
4	張睿卿	—	將銀一百兩託付張睿卿生放。	萬曆 16			
5	沈鳳	陳份 范(沈)權	因欠范汝訥債利。汝訥遂令陳份范權各不合依聽欺禁沈鳳在家盤筭。無措將田一一畝山四十畝作價三三兩抵還。	萬曆 19			

氏の當主たる應期（國子祭酒に陞任し退官して郷に住む）の長男たる汝訥（監生）が、「年少にして禮法を循わす。僕を縱つて非を爲し、怨を郷里に取る」（疏^范）といった事實である。彼の非行として巡按の取調べで認定された事件は第二表の如くである。

しかし、こうした事實の背後には次のようなことが考えられてよいのではなからうか。范氏の土地所有もまた、歸安・武康（以上湖州府）・崇德・桐郷（以上嘉興府）の各縣に跨っているとはいえ、その富に於て董氏に及ばない。それ故、地主として生きるためには、董氏よりもはるかに地代その他の収奪集積をゆるがせに出来ないのみならず、収奪管理業務を遂行するのに、擬制的家族たる「家人」をやたらに養つておくわけにはゆかない。したがつて家族員が直接に管理勞働に従事しなければならない條件がより多くあるわけである。そこで、民衆からすれば、その憎惡の對象が、董氏の場合にはより多く「家人」におかれ勝ちなのに反して、范氏の場合には家族員に直接おかれる比重がより大きいと考えられる。汝訥の個人的品性が、民衆の憎惡を煽つたのは、正にこうした條件の上に彼自身の行動が發現

したからに他ならない。因みに「叢殘」は范氏について、「下を馭すること嚴急。郷に居て恩を少くす。豪富は董に及ばざるも、怨を斂むること之に過ぐ」と傳えている。

董氏の場合、押寄せた民衆が董氏の邸内に亂入すること
もなかつたらしく、また份・嗣成が直接に民衆と引見した
事實も發見できない。これに反して、范氏の場合には、萬
曆二十一年十二月某日、丘邦卿・俞時行が、李露・李朋・
朱渭・倪容・吳潮らを招引し、約百人ばかりの集團をなし
て范宅を圍んだ。彼らは「鑼を鳴らし白裙を將つて旗と爲
し」、「聲言すらく、産業を佔せらる。具告を行わんことを
要むと。百般冒辱す」（疏^范）という勢であつた。俞時行は一
方で、「謗帖を草して范に傳語」（疏^范）する用意をしていた。
やがて彼らは侵入して中堂に至り「顛嚷」した。中でも丘元
のごときは老齡かつ病身であつたが、「義男」|| 奴僕の蔡孝
（俞順）にかつぎ込ませて乗込んでいた（疏^范）。應期の夫人吳
氏は、當時の暴狀について、「樓房一座を折毀し、猪羊を椎
殺して一空となし、中堂に譁飲し噪擁す。内室の姪婦（汝
訥の妻）李氏は婉身にて辱に在り、登時驚死せり。百年の
墳樹も一旦にして斬伐して寸草も留まらず」と告訴してい

る(疏^范)。しかし、按察司は、多くの人の証言に基いて、この告訴が逐條無根であるとの判定を下している。范氏の官紳地主としての權威を以てしても、なお、たとえば范氏の「排隣」で「塘長」たりし周富や、「粮里」(里長)の邵倪らは、はっきりと無根を證言して、「猪羊を椎殺し、誹飲噪擁等の情無し」、あるいは、「墳樹は森然として林を成す何ぞ包沾等の盜斫を誣うるを得ん。樓房は棟を接して雲を連ね、一椽片瓦も動かさるもの、何ぞ陸國相等の紙糊を折毀せるを誣うるを得ん。李氏は怯く病むこと三年。宦伯の家奴に驚死せらる。氏の夫たる范汝訥は冤を含んで未だ擧げず。何ぞ禍を民に卸すを得ん」という(疏^范)。李氏は、萬曆二十一年三月初六日にすでに病死しており、かつ平常別邸に起居していた(疏^范)。そして、當時既に民間では、汝訥が毒殺したのであらうという噂が専らでさえあった(餘^談)。何れにせよ汝訥は、家奴の罪を民衆の罪に歸せんとしても、さも失敗し、遂に真相を明かにして自らの妻の死を雪ぐことが出来なかつたわけである。こうして、范氏にとって非常な苦境の中で、しかも侵入した民衆は格別の亂暴のこともなく、應期を相手取って交渉を始めたのであった。この

第一回の交渉の際、應期は「衆の勢の兇猛なるを見」て、正式の中人なくして一定の讓歩をした。その結果は第三表の如くである。

第三表

*「范疏」より作製

號	具告者	應期の承認事項	時	按察司の事實認定
1	丘邦卿	蕩五畝・原田六畝・佔田十・七畝・章清・轉賣蕩十畝返還。	未詳	邦卿父丘鳳、將菱湖蕩十畝賣與章清、李露・李朋故父李鏞。又將房屋賣與吳卿。二項俱轉賣本宦(應期)
2	俞時行	退原賣田三畝、白佔田五畝五分。山一〇畝。	未詳	應期將價銀四十八兩契買田八畝五分山一〇畝
3	李露・李朋	與米七石五斗	未詳	丘邦卿の項參照。
4	丘元	與房屋一所價值銀百兩、房屋一所價值銀八十三兩、現金十兩	萬曆8	應期用價六一〇兩買房屋五所
5	倪容		萬曆8	應期用價三兩買田二畝
6	朱渭		萬曆16	應期用價八錢契買地二分
7	吳潮		萬曆16	用價五兩九錢契賣田一畝九分五厘

明けて萬曆二十二年正月、彭應參(巡按監察御史)は各府州縣に、董・范二家にまつわる事件の取調べを命じた。一

方應期は家人の范臣をして「大亂」の情を告訴し、これに對して巡撫王汝訓は、二十日に直ちに上記の人々を捕え、

丘邦卿を遠軍充成の罪に問うた。しかし、この頃から監生の陸夢豪は丘鳳・章眞及び總甲金鳳など數百人の名を列ねた訴件八十四紙を提出したほか、姚美・姚周・徐校らは各范氏の家人たる范臣・史州・范權等の暴狀を訴えるなど情勢は益々昂揚するばかりであつた。やがて二月には、もはや變の再發の危機さえ見えて來たので、巡撫・按察司とも董の家人董(章)椿・董和、范の家人范勇・陳份・范權らを捕えて調査處分に力を入れることとなつた。この段階で、范應期は難を避けて湖州府城の邸に逃れた。李樂はかねてから董・范兩家のために種々策を與えていて、この應期の避難を拙策とし、また民衆慰撫のために財を與えてはならぬと進言していたがきき入れなかつた(記^雜)という。この退却の姿勢は民衆のつけこむところとなり、陸夢豪は田一四畝をとり返し、胡橋は史州から田四畝と、族人胡文韓の賣渡した田畝をとり返すなど范の資産は次第にもぎとり返されていった(疏^范)。その上、双方の間で利を計るものも跳梁し、たとえば烏程縣の工房典史沈錫は、應期と汝訥をおど

したり、善處を約束したりして、酒を飲んだ上に合計六十兩を賄としてとりあげていたし、家人の范臣が賠償として姚美・姚周らに七兩の銀を與えたのに、間に立つた沈太はその三分の三兩五錢を懐に収めてしまうなど、范氏の對民衆慰撫策は、官僚機構の矛盾と、ごろつきのために一向に民衆を均霑し得なかつた。したがって民衆の不満の昂まりを冷ますことはできなかつた。加うるに官憲の事件處理方針は、王・彭など撫按の官紳地主に對する批判的意圖を反映して次第に嚴しくなつていった。このような狀況下に、汝訥は三月二十七日、有罪を恐れて服毒自殺を遂げるに至つた。

この汝訥の自殺は、范一門の家父長制的權力の機構が内側から崩壊し去つてゆく最初の契機をなしたという意味で特筆さるべき事件であつた。民衆の壓力や、これに基く官憲の入手といった外的な力が民衆の最も具體的な増惡の對象であり、范一門の一方の大黒柱たる汝訥に自ら死を選ぶに至らしめたその瞬間に、まず擬制的な家父長制的家族關係の下に緊縛されていた「家人」――家内奴隸が叛旗を掲げたのである。その先頭を切つたのは、俞潮とその子范庚であ

る。彼らは「俱本宦の家に投ず。本年^(萬曆一三)四月内、主の租米を侵し、事露れて脱逃す。後に事の冷めたるを見て復た主家に回りて工作す。屢事を生ずるに因りて、主に責罵せられ讐を成す」^(疏)と云つた過去を持っていた。そしてこの二人と同じく范氏の工人朱順とは、「不合にも刁民の李露・李朋等と交通し、本宦を恐嚇して、中に於て利を取らんとす。李露・李朋は直ちに本宦の家に入り、朱順も又、不合にも兪潮・范庚と與に、主を將つて穢罵す」るのである。その結果、「李露・李朋は各不合にも擎拳囂毆して本宦の銀一十五兩を詐得して分ち訖る」という。一方、同じく范氏の義男たる陸應時は、「主より本銀一千二百兩を領して雙林鎮に於て典を開く。本宦^(應期)又冬米を陸應時に託付して糶せしむ。價八十四兩六錢。未だ還さず」という事情にあった^(萬曆二年以前)が、萬曆十四年には、「三次にして又主より母本銀六百兩を領し、營運の後、陸應時は當の本を虧折して償う無し。自己の房屋一所を將つて、作銀九百七十兩を抵す。餘銀は饒免せらる。後に本宦は、房を將つて沈宅に轉賣し、價を議すること九百七十兩。先ず七百五十兩を交し、餘銀二百二十兩は、寫して欠票を立

て、未だ付せず」ということで變の當時を迎えた。陸は、情勢に乗じて沈宅から餘銀を収めて己に入れ、母銀も還さないという態度に出たわけである。こうした家人の謀反は、さらに「過繼子」をも動搖させた。范應期の外甥にして過繼子たる范^(沈)四官は「不合にも、財産を爭い索め頭を撞きて大いに罵る。伊の兄たる范^(沈)汝譽・范^(沈)汝諫^(何れも范の過繼子にして生員)は、各不合にも禁止を行わず」という次第となった。こうした范一門の内側からの分裂は民衆の抗議運動を益々激しくする以外の何物でもなかった。この時期に民衆が范家から獲得した財産銀兩は一切繁を避けて略する^(范疏に詳細あり)。

萬曆二十二年五月初九日正午ごろ、范氏にとってほゞ決定的な危機が訪れた。家人の范策が外に食事しに行き、夫人吳氏が茶を取りにいっている間に、白紬一段を巻きつけて、應期が縊死自殺を遂げたのである^(疏)。この應期の自殺は、その以前から心配されていたところで度々自盡する素振があつたので、李樂はしきりに慰めたり、范策と吳氏に警戒を勧めていたという^(疏)。家人の范臣の届出によつて烏程縣知張應望は、縣丞王天倫に調査を委ねた。王天

倫は、「本官の家人范臣の口稱に據れば、多くは逆僕の俞潮・范庚・沈恵に抵觸せられ、及び主の親たる沈四官・范汝譽・范汝諫等の致す所」と報告した。この報告を府知及び撫按二院に於て審査し、これに基き、巡撫王汝訓は、「原任祭酒范應期自盡緣由」を題奏し、併せて辭職を願出たのである。この題奏の骨子は、あくまで范家が家人の横暴を取締らず民衆の怨みを招き、しかも専ら「逆僕」によって自盡を致したことを主張したものであった。彭應參もまた同様の主旨で上奏したが、吏部は「范應期は致仕の儒臣に係る。縦い重大なる情罪有るも、亦た處治一旦死を致すを奏聞するに當つて、中間、或は隱情有りて、専ら罪を家僕に倣ぬべからず。」として、更に嚴重な調査を覆奏して裁可された(疏)范。ところが七月になつて、突如として吳氏は次男の范汝和を連れて北京に至り直訴を試みた。そして、彭應參が「奸吏を聽信して儒臣を傾陷し」たこと、王汝訓が「反つて(彭と)扶同し、詞を飾つて代辯し」たことを攻撃し、王は革任されているからよいが、彭應參と張應望は、錦衣衛から役人を派遣して捕え、北京におくり「究問」すべきことなどを訴えたのである(疏)范。これに對して廟議は

吳氏の訴えを受入れ、彭應參を革職して民籍となし、張應望は軍に充てられた(餘談)。その上に彭・張を支持した給事中喬胤・伍文煥まで、革職・降一級とされた(略註)。このような董・范二氏にとつて起死回生の一策が、獨り吳氏の才覚によつて行われたとは考えられないし、吳氏が董應期の妻であるというだけの權勢でよく爲しうるものとは思えないであらう。これに關して「筆記」は次のように傳えている。「然れども、范の死は實は范に由る。兩台(王・彭)の謹せらるるも亦、政府乃ち范氏の私人曲まに與援を爲すに由る。俱に嚴譴を獲たる所以なり。否れば、一婦人の冤を鳴らして烏ぞ能く按台邑令を拏問せんや。蓋し、其の時、董の禍は范より烈しく、訟牒は千に盈ち、私かに賊すること萬を累ぬ。冤氏の宅を圍んで田を求むる者日ごとに千を以て數う。勢や甚しく洶洶たり。而して按院參(彭)の疏は、旦晩にして將に出でんとす。董は事の勢の已に迫れるを見て、危きを得んことを思い、題して以て按院に中たらんとす。范は本と姻戚に屬し、師生を兼ね。居平事有れば必ず諮るに董を訪う。時に兩家の危きこと但だ果卵の如し。范は密かに計を董に問う。董は詭詞を以て之を誘い、范は竟に自ら縊

る。吳氏の疏も、董亦預め構を爲し、就ち縊りたるの次日即ち吳氏に程を兼せて（大急ぎ）都に入り、政府に屬り照應せんことを懇通す。比る彭の疏入れば之を拏問する旨已に下る。彭疏は反つて上達するを得ざりき。此れ眞に神手なり」と。そこには、董の最大限の力を振つた畫策が、この経過を一貫してぬい込められていることを示されている。

しかし、この紛争が全く片附かない中に、翌萬曆二十三年三月初五日に份は病歿し（董疏）、その際遺言して、「吾が故の官を書する母れ。白布三尺を以て題して耐辱主人と曰えば足ると」（鎮志卷十二）（人物董份傳）。まことに、最後まで戰鬪的な彼の意志を見ることが出来る。既に事件に對して無力化していた董嗣成も續いて病歿した。やがて翌萬曆二十四年八月戊戌に、劉之霖の「董疏」「范疏」が行われて、漸く事件の決着がつけられたのである。

五 「豪奴」と「逆奴」

——奴變への展望——

董・范二氏の變に對する官憲の處分に當つて、最も多くその對象となり嚴罰に處せられたのは、董・范二氏に激し

く迫つた民衆の一部と、「奴僕」（家人・義男）・「過繼子」である。この中、「奴僕」で、最も厳しい處分を受けたものに二種類の罪狀を見出すことができる。それは董・范二氏に投靠して、「勢に倚り威を假りて、鄉曲に武斷し、郷人目を側（そば）つること殆ど一日ならざるなり」（董疏）といった種類の「豪奴」と、「主の蒙養を受けながら義に負き、衆に隨う」ところの「逆奴」とである。「奴僕」身分についていえば同じ立場にありながら、民衆と官紳とに對して全く異つた行動を取る二種の「奴僕」が現れてくるのは、どういふ理由に基くのであろうか？

まず、「豪奴」の實態からみよう。「董疏」「范疏」には、五十數名に上るこの種の「奴僕」の罪狀が掲げている。今その中で、董氏に投靠している「奴僕」『義男』で、最も大魁とされている董（章）椿と董和の罪狀を第四表に掲げて例としよう。この二人の罪狀によって、「董疏」「范疏」に現れた「豪奴」の實態がほぼ明かになるからである。

「豪奴」の主人に對する職務は、董（蔡金）松（第四表4）のように、「家事を托管して、親しく帳簿に筆す」（董疏）ることを主要なものとする。彼らは、他の「奴僕」を使役しての

第四表

*「董疏」より作製。奴名欄の椿は董椿、和は董和。

號	被害者	關係者	罪狀	認定	奴名	時
1	鍾應奎	——	陸續將廳房樓屋基地四二畝、賣與董椿并董(李)興・董(陸)岳・陸宣。共議價銀一五〇〇兩。草椿不合與李僕於內扣除價利銀百兩。止交銀一四〇〇兩。又虧價二一〇兩。	椿	嘉靖43	
2	錢彩	小妹錢氏 妻潘氏 俞科	本年(萬曆2)錢彩央俞科爲中、借董和米五石又銀二兩。萬曆三年、彩在糧船做夫。未回。和取討無還。就不合薪勢逼捉彩女小妹妹即錢氏。到家收留不返。彼時止十歲。後伊妻潘氏氣忿極死。以致男女缺乳。本年五月內彩回家。和希要卸罪。及圖騙詐俞科財物。不合反咬彩亦不合依聽赴水利道誣告俞科。俞科懼勢。隨將田二五畝。立契送與和。騙收致擬彩誣告徒罪詳允。	和	萬曆3	
3	尹圻屏	董份	將在城廳房基地六畝賣主(份)。彼時、椿不合倚勢逼勒。止付價銀六六〇兩。少價一三〇兩與松籌帳、反肆抵觸告府。松懼罪。不合放違將不明田地。朦朧投獻內外官豪勢要之家者。隨帶田一五〇畝樓房一所計四層本銀一一〇兩。投獻和。不合受獻爲業。	椿	萬曆6	
4	金用礪	董(蔡金)松	——	和	萬曆8	
5	羅奎	兄羅旦	先年羅兄弟解糧進京折米。且借椿京債四十兩完訖。將及年半。椿遂窆本利八四兩。見奎田三六畝三分。就不合強令奪寫田代陪。	椿	萬曆10	
6	俞科	椿之家人而 俞之親戴珊	因珊領本銀生理虧折。將珊鎖禁。逼供俞科同夥侵匿。將俞科捉回拷禁三個月。脅陪銀百兩入己。	椿	萬曆11	
7	姚鸞	董河(丘澄)	將房八間值價五十兩。抵借椿與河米銀二十兩。無還。椿又不合仍違前例。與河轉將鸞捉禁暗室。拷勒文契。強奪前房基地。契開銀五十兩除應還本利二五兩。餘銀勢不找給。	椿	萬曆11	
8	潘里	椿之義男董 (孫)龍・董 世維・授例 監生祖父凌 祥投董份 義男)	田十三畝每畝值銀十兩內。將田十一畝五分抵借龍銀兩。餘田一畝五分賣與維。每畝止交銀五兩。後龍虧主當本。笑入家產。將里前抵不明田畝。立契朦朧抵與椿・董(楊)陞。各不合受抵作數。後將本田一畝開成河路。	椿	萬曆13	
9	朱淳	——	房屋一所基地田五四畝賣與椿。得價銀二五〇兩。虧價八十兩。	椿	萬曆14	
10	吳端	——	將房一所賣與椿・維。各不合虧價十兩。止付四五兩。	椿	萬曆17	
11	戴元	元弟茂祖・ 董份	將茂祖遺房屋一所。得價四十兩。私賣椿。又不合出價承買。後椿轉賣主家(份)訖。	椿	萬曆19	
12	謝龍	——	一九年將基房地契賣椿。得價四七八兩。二十年又將房屋一所亦賣椿。得價七九〇兩。二項椿又不合虧價一二九兩。	椿	萬曆2019	

小作料の収奪集積、自ら或は他の「奴僕」によつて經營される典當の店(主人所有の)の収支(第四節、董僕「陸應時」の例)、他店に對する主人の出資にかかる収支(第二表4例)、集積された米の投機販賣(陸應時の例)、豆など農産物の投機的賣買(「董疏」所収の萬曆14年、南潯鎮における謝崑と董僕董(姚)相との間の黃豆百石についての取引例)、土地・家屋の賣買(各表をみよ)など、殆ど一切の官紳地主の家計運營を擔當する。したがつて、官紳地主の權威と富を背景に絶大な權限を握つて強力な發言力を民衆に對して發揮する。當時、このような諸職務に従事している「豪奴」を「紀綱之僕」と稱した。この「紀綱之僕」は、主人から直接に生活資料を貰うのではなかつたと思われる。というのは、土地・家屋・典當・商店の各分野での彼らによる經營が請負の形をとつており、經營の仕方如何で「奴僕」自身の私的財産の集積が可能であつたと考えられるからである。そして彼らが、主人の爲の職務を遂行すると同時に、私的財産の擴大に腐心していることは、主人の名においてではなく、彼ら自身の名の下に行われた民衆との取引關係を示す各表掲出の多數の事例によつて明かなのである(主人の

名において彼らが斡旋した取引は、各表の示す如く、その旨明記されている)。彼らは、私的に民衆と取引するばかりでなく、主人に對して賣買關係を取結ぶこともある(第四表11の例)。主人と奴婢との間の賣買關係については仁井田氏が、宋代に主人が百貨を藏して藥などを、婢に買わせた例を指摘している(「身分法史」九一七頁參照)。しかしこれは、婢に對する債權の物質的表現たる貨幣が、婢と主人以外の相手との間の賣買行爲によつて流出し、なし崩しの貸倒れとなるのを防ぎ、常に元金を主人の下に回収確保して、無限に近い債務關係の循環機構をつくることによつて、自らの債務奴隸に對する支配機構の崩壊を防ごうとしたものと考えられ、主人と婢との間の賣買行爲の存在それ自身は、何ら奴婢の側の私的所有權の成立強化を基礎とする性質のものを標示するとはいえない。また、仁井田氏が、唐代に主人との間に債務關係をとり結んだ例をあげて奴隸の人的性格の例證とされている(同上書九)のは、中國の唐宋以後の奴婢が債務奴隸的性格を一般に持つていたことそのものを示すものに他ならない。ただ、これらの例と、董椿の場合との相異は、董椿と董份との間の賣買關係において、一應、債務關係

がまつわりついていないという點である。つまり、董樁の場合には、すでにその「奴僕」身分を自贖するに足る程の財産を有しているにもかかわらず、何らかの理由でそれを行わず、しかもそのような實力を基礎として、份との間に賣買關係を成立せしめているのである。しかしながら、この董樁における私的財産の問題を、私的所有權の確立過程の問題として考える場合には、このような賣買關係のみでは説明不充分であつて、いわゆる「排他的」な所有を基礎づけるに足る他の諸特徴が分析されねばならない。この點についてはこの稿では略したい。何れにせよ、「紀綱之僕」は、集積された自らの私的財産の上に立つて、明かに主人とは別個の自立的な地主・家主・高利貸・商人として社會的經濟的に機能し實存している。そして、このような「豪奴」の實存形式を成立せしめるための支配組織として、主人と彼らとの關係と同様に、彼らにとつての「紀綱之僕」やその他の様々の種類の「奴僕」を驅使している（第四表4・6・8例）。このような「紀綱之僕」にあつては、勿論、文章・經理その他の事務處理の高度の能力が必要であつた。當時の官紳の「奴僕」は、主人の私書・公文書・著

述などの作製をも擔當しているのであつて、したがつて、その私的財産を基礎としつつ讀書人層としての教養生活を送ることの出来る能力と條件が與えられているわけである。事實、「奴僕」身分に對するコンプレックスを深く藏し、或は露わにする知的な「奴僕」が、現状否定的な讀書人層と結び付く必然性も指摘しうるわけである。（たとえば復社紀略^{卷四}所収の延陵の張世睿の家僮張堯と、復社の雄張溥との關係など）。また、董氏の「豪奴」であつた凌祥・董祚の各孫たる董世維・董世翊は、それぞれ粟を出して、「援例監生」の身分を取得しており、變の當時には、少くとも官廳公文書の上では「奴僕」身分を脱している。「豪奴」はまた、主人の權威に裏附けられてのことであるとはいへ、地方官憲に對する政治的取引においても、一應獨自の才量で事を處理する力を持つていて、その力は、一般の士大夫層も太刀打出来ないものでさえある（第四表2・4）。

それならば、この度の變において「逆僕」と稱せられるものの實態はどうであらうか？ 個別に検討してみよう。まず、范氏の「逆僕」たる俞潮・范庚が、主人に納めるべき小作料を侵し取つたという事實（第四節参照）は何を物語

るのか？ この二人とても富を希求してのことであるには相異なるが、その方法たるやまことに姑息というの他はない。それは、「豪奴」が、各表に見えているように、債務關係を通じて、これに多少の暴力をもまつらせて飽くなき搾取を加えてゆくといったやり方や、明末の常熟縣塘市に住いして、その祖が奴であるといわれている黃元甫が、勢宦の田三千畝の課租を行い、「禾の未だ登場せざるに、輒ち帳船に駕して郷里を叫囂す。雞犬も安んぜず。農人之以苦しむ。衆は議して畝ごとに斗粟を出して之を勞う。名附けて脚歩錢と曰う。元は主人に正稿するの外、復其の十の三を蝕む」(野西逸叟「過墟志」上)(卷、記載疑篇所收)といったやり方を、彼らに想像することを許さないものがある。加うるに、「豪奴」に對するように、民衆が、彼ら二人に對して非行の故をもつて告發した訴狀も見當らない。したがって彼らは、佃戸層に對する搾取を強めるというよりは、主人の取分を姑息にごまかす方法をとっているのであって、社會的にも經濟的にも極めて弱い立場に彼らがあることを示すものである。そして、「范疏」によれば、變に參畫した罪を金錢や稻穀などで贖うには「無力」と判定されたために體刑を課せられ

ているような農民たる李露・李朋、或は「稍有力」とされている朱渭・吳潮ら第三表に掲げられた人々を手引して、その分前にあすかろうとしている位であるから、俞潮・范庚の社會的經濟的存在形態は、これらの農民と左程變らなにと考えられよう。同じく「逆奴」に加えられているものに工人たる朱順があるが、これも「無力」で體刑を加えられている。また、陸應時は、積極的に范氏の變に参加したわけではないが、變に乗じて范氏の財産を己のものとしたことよつて「逆僕」とされている。彼の場合には、「有力」とされてはいるが、第四節に示したように商賣不振で主人の資金を缺損し、自己所有の邸宅を以て償わんとしている。彼には多少の私的財産があるが、商人としての實力はもともと低いか、低くなったものと見られる。さらに董氏の場合、唯一の「逆僕」とされている孫溶は、その妻馮氏とともに、「主(份)」に投靠して義男婦と爲り、身銀一十兩を受く。後に、主より一百二十兩を領して開店す。生理するも本を虧く」といわれていて(董疏)、もともと私的財産もありそうにない。

要するに、「豪奴」と「逆僕」との間には、農民に對する

支配層ないもしくははその手先である共通點を除けば、主人との關係その他の社會的經濟的な在り方に相當な懸隔があり開きがあるということはいえよう。この上に、農業勞働の直接的生産者としての「奴僕」の存在を考慮に入れるならば、「奴僕」は、當時の社會において、支配層たる地主・高利貸・大商人から、直接生産者農民・工人・小商人、そして純粹の家内奴隸に至る様々の階層の存在形態をその内實として具有し、また逆に云えば、當時の上から下までの様々の社會層の中に「奴僕」身分が入り込んでいて、「奴僕」は、それぞれの社會層の中で同じ階層の「奴僕」ではない人々と日常接觸していることになると考えられる。

さて、この「奴僕」層の成立の契機としては、顧炎武以來いわれて來た「投靠」が、最も特徴的なものとして挙げられよう。一般に、當時、貨幣經濟にまき込まれつつあった農村において、しかも特權的市場を掌握する商業・高利貸資本の壓制下に、農業經營による富の形成が困難であった（北村・古島上掲論文参照）上に、王朝に對する税役負擔は、更にその條件を惡化させていた。それ故、實はこの「投靠」は、税役負擔を廻避して富の維持形成をはかる手段となつてい

た。何良俊がその「四友齋叢說」において、「四・五十年來より、賦税日に増し、徭役日に重し。民命堪えず。遂に皆業を遷る。昔日は、郷官の家人も亦甚しくは多からず。今は農を去りて郷官の家人と爲る者、已に前より十倍す」と嘆じているのは、この間の事情をよく傳えているものといふべきであらう。しかし、この場合、同じ「投靠」ではあつても、「投靠」した當時における「投靠」者の存在形態如何によつて、「奴僕」の社會經濟的實存内容は異らざるを得ない。董和に田を隨帶して投獻した董松の場合（第四表4）と、身銀を貰つて投じた孫溶の場合とを比べるならば、その權限の大きさや富の程度において懸隔のあること明かである。一般に、破産した農民や手工業勞働者が、債務關係を通じて「奴僕」化する例は、當時よくみられるところである。この場合も「投靠」であるには相異ないが、全く動機を異にしているし、「奴僕」とはいえ、それは最も酷烈な條件の下における直接生産者としての「奴僕」である。しかし、特權的な大官紳の下における「奴僕」稼業の中、「紀綱之僕」は、特權を有しない一般社會における諸經營よりも、はるかに富の形成の機會が多かつたと考えられる。そ

れは、かの明初の絹織手工業労働者の生態を述べて有名な「織工對」(藤井宏「中國史における」において、有能な職人が「新と舊」東洋文化九號)において、一層の富を求めるために、職人たることをやめて「奴僕」

への道を選んだことに觸れているのによつても明かである。ところで、このような「豪奴」と無力の「奴僕」との階層的な相異をもたらず契機は、債務關係の有無によつてのみ決めらるべきものではない。というのは、財産所有の形で投充するにせよしないにせよ「豪奴」ともなったものの場合にも、主人たる官紳の特權にすぎることによつて税役負擔を回避しているのであるから、別の見方からするならば彼は少くとも税役部分についての債務を主人に對して持つとも考えられるからである。それ故、「債務奴隸」となる範疇は勿論それ自身特定の生産關係を示さないが、又決して中國の當時の社會の直接生産者層にのみに適用され得る特質的のものと考えらるべきではなく、あくまで專制的封建的社會機構全體の重要な屬性たるべきものではないであらうか。

それ故、後年の明清鼎革の際に、「奴僕」が「奴僕」身分の一代限りの解放を叫んで暴力に訴えたところの「奴變」は、

果して「奴僕」が「奴僕」身分一般＝債務奴隸の身分一般に反撥してのみ惹きおこされたと考えることが出来るだらうかという疑問を抱かざるを得なくなってくる。すなわち

「豪奴」の如きは、たとい彼らが主觀的には「奴僕」身分に抵抗を感じていたとしても、自らが内實に持つてゐる地主・高利貸・特權的商業資本の性格と自己矛盾するほどの行動に踏切することは一般的には期待し得ないであらう。ところが一方では、「逆僕」となった「奴僕」階層や、直接生産者としての「奴僕」階層は、地主・高利貸・特權商人の權力機構を打破しなければ「奴僕」身分を脱することは出来ない。とすれば、「奴變」に當つて、この異つた階層の「奴僕」の「奴僕」なるが故の相互の結合にもはつきりとした限界があるわけである。下層の「奴僕」は、むしろ「奴僕」身分を有しないにもかかわらず、實質的には「奴僕」下層と同様の存在形態にある佃農・手工業職人・小商人たちとこそ、より共通の利害を持つ。彼らの間の相異は、「奴僕」身分を形式的に持つか持たないかの差でしかないからである。明清交替期の「奴變」において、蘇州の徐家の「奴僕」にして鹽の閩商人である顧慎卿を首領とし、手工業職

人・佃農・「賣菜儲」などの結社である「烏龍會」が、同じ徐家の富裕な「奴僕」たる金孟調の財産を脅迫的に出さしたのは、正しくこのような「豪奴」と下層「奴僕」及び佃農・手工業職人・小商人たちとの間の矛盾を端的に示したものである（「研堂見聞雜記」所収）。

董・范兩氏の變を通じて、兩氏に攻撃を加えた人々には兩氏よりは下層の郷紳地主層（典型的な例としては張客卿、湖州府志^{（卷七）}人物傳、文學二によれば、「性剛直。同邑の范應期を忤り、事を以て讎わる。歲祲なれば粟を出して助賑す。學田を捐し義學義塚を設け、囊を傾くと雖も惜しまず。冠帶を例給せらるるも之を卻け、徧く海内に交游し、泰岱に遊び、孔林に謁し、歸るに長安よりす。著述益富む。」と見え、「范疏」によれば、范汝訥から出資を受けて商業を営んでいる「第二表4」。そして、捏稱のかどで處分されている）、中小地主（「范疏」で「稍有力」とされているもの。朱渭・吳潮・岳元ら）、佃農と、各階層に互っている。實際に范氏の邸内に侵入したのは多く貧農で「無力」のものか、「稍有力」のものであった。したがって、直接行動に出たのは、「無力」もしくは「稍有力」の農民と、その勢を

背景として手引の行動に出た「無力」の「逆僕」であった。

こうして、「奴變」は、當時「奴僕」身分にあるといわれるものが、個別的に自立化してゆく結果として爆發するのではないことは略々明かにされ得たであろう。むしろ、基本的には、直接生産者たる農民・手工業職人等々が、個別具體的に「奴僕」身分にあるか否かとは一應別個に、家長制的奴隸制としての階級的、存在形態からの自立化の過程において、これと逆行する官紳的土地所有に對抗的な闘争として捉えるべきであるか、もしくは、一定の段階にまで自立化した彼らが、更に獨立の小生産者として上昇しようとするのに對して逆行的な官紳的土地所有に對抗的な闘争として捉えるべきか、その何れかでなければならぬ。しかし、このような問題は、ここでは全く取扱うことは出来ない。少くとも、當時の具體的存在としての「奴僕」や、具體的現象としての「奴變」のみを追求することによっては果し得ないといわねばならぬ。

しかし、將來に解明すべきものとして提起した右の課題にいくらかでも資すべき問題點、とくに直接生産者としての佃農の存在形態について、この變に關する史料にあらわ

れた限りでの注目すべき諸現象を二、三擧げて本稿を一應結んでおきたい。一般的に、この變の史料に於ては、佃農が殆ど表面に出ていない。しかし、先學の最近の研究においては、明中期以後、とりわけ鄉村地主の直接經營の勞働力が「奴僕」から「傭工」へと轉化し、しかもなおこの直接經營が、商業高利貸的官紳的土地所有の進展の傍にあつて發展の道を確保し得ず、佃農に對する地代收取（寄生）に安坐せんとする傾向が認められ、他方その基盤に、佃農における商品生産の採用に伴う實力の昂まりを端的に示すものとしての「抗租」運動が高く評價されたのである（北村・古島・藤井各氏前掲論文参照）。それ故、このような評價を與えられた事實とこの變とがどのように結びついているかは、當然に極めて重要な問題たらざるを得ない。しかし、この點についてこの變の史料が語るところは極めて少いといわねばならぬ。それにもかかわらず、次の二點を指摘しておこう。

大官紳地主支配の下における佃農の在り方については、「董疏」にのせられた官憲の事實認定の事例として、「朱炳は田一畝六分を將つて主家に賣與し、伊の弟の朱炯を隨付

して佃種せしむ。俞勝（份の奴）を派令して催租せしむるも還すなし。俞勝は就ち不合にも朱炯を催逼して、男の朱一を將つて賣銀して完租せしむ。又田稟を將つて馮世賢に改めて管種せしめんとし、朱炯の讐恨を致す」というのが唯一つある。この事例には大體次のような問題が潜んでいると思われる。一般に城居寄生の土地所有においては、全く地代收取に安坐して、家族員による掌握監督が困難になり、それが佃農の「抗租」運動を盛ならしめる一つの條件になる（北村前掲論文参照）といわねる。しかし、それは直接生産者佃農にとっては必ずしも眞實ではない。むしろ「紀綱之僕」の搾取を受け、完租の爲には子供を賣つたり、また勝手に他の佃農と取換えられて佃權を剝奪させられる危険に曝されている點が見逃されてはならぬ。これは佃農の實力の昂まりを抑止する條件であり、そのような組織が城居寄生の地主の側においても造られていることを示す。この點は先學の指摘した佃農の一般的傾向「抗租」についての指摘を正しいと認めたとしても、決して捨象さるべき事柄ではない。問題は、こうした經濟外強制の機構をも排除し得るような佃農の側における條件の成長とは、そもそもどの

ようなものであるか？という點から、先學の指摘を再検討する要があるということである。これが第一の問題點。

この變における佃農の果した歴史的意義については、前述の通り不明な部分が多いのであるが、とにかくこの變に於て「紀綱之僕」が徹底的に攻撃された結果として、とにかく佃租の収入が不安定になったことを示すと思われるものとして、前述の沈傲舛の書簡の文句を挙げておこう。すなわち、「俾し刁根の賤せらるる所有りて、敢えて復た其の毒を肆にせざらば、則ち田租の強半の入りて國課或は出す所有るを望むべきに庶幾らん。其の感激は獨り董氏に在らずして、弟（沈）も亦矢つて朽ちざるなり」と。しかも張丹山の「潯溪棹歌注」（卷三 志餘二所収）によると、董氏失勢の後の状態を述べて「糧重く、民缺尤も多し。遂に單を地に委ぬるも人の拾う者無きに至る。而して潯地の市戸の田は、皆船を備つて租を取る。復た佃戸の租を送る者有ること無し」といつている。この史料は、なお他の史料を補つて更に具體的な内容を與えてみる必要があるけれども、とにかく、第一に、この變によって、投充や、債權を通じてふくれ上つた董氏の官紳の土地所有が崩壊した結果

として、今まで税役を免れていた部分に王朝の税糧徴収の手が伸び、したがって、民缺が多くなったこと、第二に佃農が自ら地主の下に佃租を取る（附加された勞働地代）ことが全くななくなっていること、この二點の中に、明清時代の大土地所有の形成を可能にする條件としての、官紳的（特權的）土地所有の特殊重要な意味と、佃農の、この官紳的土地所有に對する抵抗の現實的效果をみるものが出来ないであらうか。これが、この變における佃農の役割についての第二の問題點である。

〔後記。本稿は横濱市大田中正俊氏との共同研究の一部であつて、とりわけ史料の半ばを負うているが論旨はあくまで筆者の責任である。なお、原史料のままの掲出は、説明と重なつて與えられた紙數を倍加する（註に廻しても）ので、やむを得ず四つの表を除くほかは、すべて書き下しの文語體とした。この點は、なお論すべき多くの論點とともに、近い將來、積極的に社會の基本構造と関連させて、全面的に「奴變」を問題とする際に、すべて更めて果したる。〕

註

① 本文の傅氏前掲論文註によれば、同様の意味内容を同氏「明末清初閩贛毗鄰地區的社區經濟與佃農風潮」社會科學第三卷三・四合期（福建省研究院出版）において更に具體的に展開されているよう

である。この論文は未見て年代不明であるが、「拾補」の年代以前であることは明かである。

②たとえば、尙鍼「中國資本主義生産因素的萌芽及其増長」歴史研究、一九五五年三號。韓大成「明代商品經濟的發展與資本主義的萌芽」第四節、資本主義萌芽與封建制度之間的矛盾（明清社會經濟形態的研究——中國人民大學中國歷史教研室彙集之一——所收。一九五六年刊。八八—九二頁）など参照。

③「吳江勁挺一莖竹。纔逢春雨使葉綠。青枝一夜透千梢。登時改節彎彎曲」。竹は祝似華、春雨は沈の號「春字」、葉綠は葉六、青枝は董嗣成の號「青芝」を各々普通でもしる。稍は蘇州の俗語で「現錢」のことだという。なお「餘談」には、「田數萬」とのみあるが當時の巨大な土地所有者の諸例から推して、極く一部にすぎない吳江の所有面積を數萬頃とすることは無理であらう。また、董氏のこの贈賄が、萬曆十九年内に行われたことは、この記事の末尾に「此辛卯年事。皆邑中遊治來述之」とあるによつて知られる。

④歸安茅氏自鹿門△名坤至中憲大夫△以科名起家。兄弟三人。伯服買△名乾△善籌畫。季△名良△力田精稼穡。鹿門其仲也。各以多財雄鄉邑。廣田疇。豐棟宇。多僮僕。其家風也。然治生有法。桑田蓄養。所出恒有餘饒。後人守之。世益其富。」（張履祥「楊園先生全集」^{卷三}近鑑^{十八}）

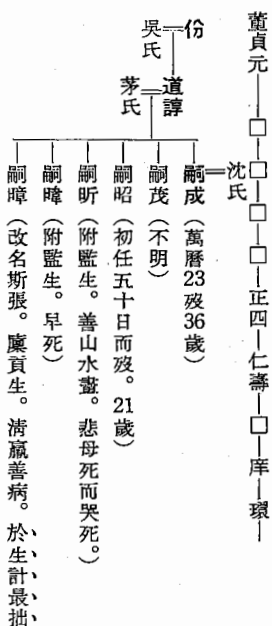
⑤「農桑譜」六卷（同治湖州府志^{卷五}藝文畧二）。但し、未だ現存するをきかない。

⑥「唐下村。故處士（良）所游息處。湖俗以桑爲業。而處士治生喜種桑。則種桑萬餘唐下村上。居常自言。吾死第葬我於唐下村。且死

者有知。吾得觀諸兒荷鋤携筐往來吾墓上。何不樂之有哉。」（唐順之「唐荆川文集」〔嘉靖33刊〕^{卷九}）△南溪茅處士妻李孺人合葬墓誌銘▽

⑦「家素饒裕既顯。築花園於鎮北。廣田宅。起市廛。人稱曰饒雙林。年九十。猶往來花林。而自督租。」（民國雙林鎮志^{卷二}寓賢、茅坤。）

⑧本文で説明した以外の家族の生活概要は左の系圖の括弧内の説明をみよ（鎮志^{卷十}人物一より複製）



⑨官場における宦官その他をめぐむる權力争いが、これにまつわりついているが、略す。

（いつものことながら、本論文全体にかんして宮崎市定氏の諸論文、特に「明代蘇松地方の士大夫と民衆」（史林37・3）の一文には、きわめて深い示唆と教示をうけた。讀者はこれをあわせ讀まれたい。）

On the Agricultural Economy of the Suchou Plain under Ming

Takanobu Terada

From ancient times the alluvial plain of Suchou (蘇州) was one of the key areas in the economic history of China. Though no change in this situation took place under Ming, i.e., the economic importance of the area remained intact, the economic structure underwent a big transformation due to (1) heavy taxation and (2) the development of money economy caused by the influx of silver through silk trade. In the present article the author takes up the problem how the traditional pure husbandry was replaced by a new mixed form of agriculture, sericulture and cotton growing, and describes the process where the latter was becoming more and more important in the economy of the area. In the Ming period, especially in its middle and latter parts, the agrarian communities in Suchou became not only supplied with agricultural implements and fertilizers from outside but part of the larger money or exchange economy.

On a Mass Movement at Etche nd of Ming

Yuichi Saeki

In the middle of the Wanli era of Ming (from the end of the 16th century to the beginning of the 17th) there arose a series of mass movements in the area along Lake T'ai-hu, protesting against the rule of the gentry and the bureaucracy. In the writings of those officials and landlords who were involved in the event we find materials which throw a light on the power structure based on landownership. The author takes up one of these movements, which took place at Nanhshün-chên (南潯鎮), Wu-ch'êng-hsien (烏程縣), Hu-chou-fu (湖州府), involving a powerful clan Tung (董), and its related clan by marriage, Fan (范), and describes the causes and development of the movement, and the policy taken by these two clans toward it. After analyzing the so-called "chia-nu" or household slave system, he finds that there were two different social strata, "hao-nu" (豪奴) and "ni-nu" (逆奴). Thus, the author points out some salient features of the "nu-pien" or slave movement, which took place in the

middle of the 16th century in the coastal areas and those along the Yantzu river.

Some Characteristics of Chinese Society as Reflected in Lêi-shu or Cyclopaedias

Mitsuo Matsumoto

Of all books produced throughout the ages from the pre-Ch'in period down to the Ch'ing a category called "lêi-shu" or a kind of cyclopaedia is of the nature we scarcely find in other parts of the world. In volume they constitute almost a half of all Chinese books before the modern period. These lêi-shu seem to indicate the fact that the Chinese ruling class was always inclined to find their norms of behaviour in old books, so that the features peculiar to each period must be somewhat reflected in the lêi-shu of that period. One of the characteristics common to all lêi-shu from Huang-lan (皇覽) to Ku-chin-t'u-shu-chi-ch'êng (古今圖書集成) is that they include everything contained in old books without selecting certain things and excluding others. This fact seems to show that the Chinese ruling class or, in other word, the literati remained fundamentally of the same nature from Han down to Ch'ing. Incidentally, in view of the fact that such pre-Han books as Shu-ching (書經), Chou-li (周禮), Tso-chuan (左傳), Chuang-tzu (莊子) and Kuan-tzu (管子) share to a certain extent the nature of later lêi-shu, the period from Ch'un-ch'iu (春秋) to the Han must have already reached practically the same stage of development with the succeeding periods.